新しい総合事業が始まりました

介護保険制度の改正に伴い、全国一律のサービスであった要支 援認定者が対象の訪問介護と通所介護が、平成29年4月から、 市が実施する「新しい総合事業」に移行したほか、市独自の サービスを開始しました。

現行どおり

新しい総合

事業に移行

平成29年3月まで

介護予防サービス (要支援1.2)

- ●訪問看護
- ●訪問リハビリテーション
- ●福祉用具貸与…など

●訪問介護 (ホームヘルプサービス)



● 通所介護 (デイサービス)



平成29年4月から

介護予防サービス (要支援1·2)

- ●訪問看護
- ●訪問リハビリテーション
- ●福祉用具貸与…など

新しい総合事業 (要支援1·2·事業対象者)

- ●訪問型サービス
 - ◇国基準訪問型サービス (現行どおり)
- **独自**◇訪問型サービスA (生活援助のみ)
- ●通所型サービス ◇国基準通所型サービス (現行どおり)
- ^{1独自}◇通所型サービスC (3~6か月の短期集中型)

1 新しい総合事業における訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

◇国基準訪問型サービス(現行の訪問介護相当サービス)

ホームヘルパーが 訪問し、身体介護 (入浴や食事の介助等), または身体介護を 伴う生活援助(利用 者を見守りながら

ー緒にする調理等) を行います。

◇訪問型サービスA 一定の研修を受けた ホームヘルパー等が 訪問し、生活援助 (調理,洗濯,掃除

等)を行います。

す。

ます。

▲白コ台也の日空(4か日につき)

▼日口貝担の日女(Tか月につき)				
	1割負担の方	2割負担の方		
週1回程度の利用	1,172円	2,344円		
週2回程度の利用	2,342円	4,684円		
週3回程度の利用(要支援2相当のみ)	3,715円	7,430円		

▶自己負担の日安(1か月につき)

<u> </u>				
	1割負担の方	2割負担の方		
週1回程度の利用	972円	1,944円		
週2回程度の利用	1,944円	3,888円		

※訪問型サービスAの利用時間は1回60分までで、1回に つき243円(2割負担は486円)の利用料となります。 また、利用回数は週2回までです。

2 新しい総合事業における通所型サービス(デイサービス)

◇国基準通所型サービス(現行の通所介護相当サービス)

デイサービスセンター ◆自己負担の目安(1か月につき) 等で、食事や入浴

等で、食事や入浴など		1割負担の方	2割負担の方
の日常生活上の介護。	週1回程度の利用 (要支援1・事業対象者)	1,655円	3,310円
体操やレクリエーショ ン等を日帰りで行いま		3,393円	6,786円
ノ守を口がりて打いる。			

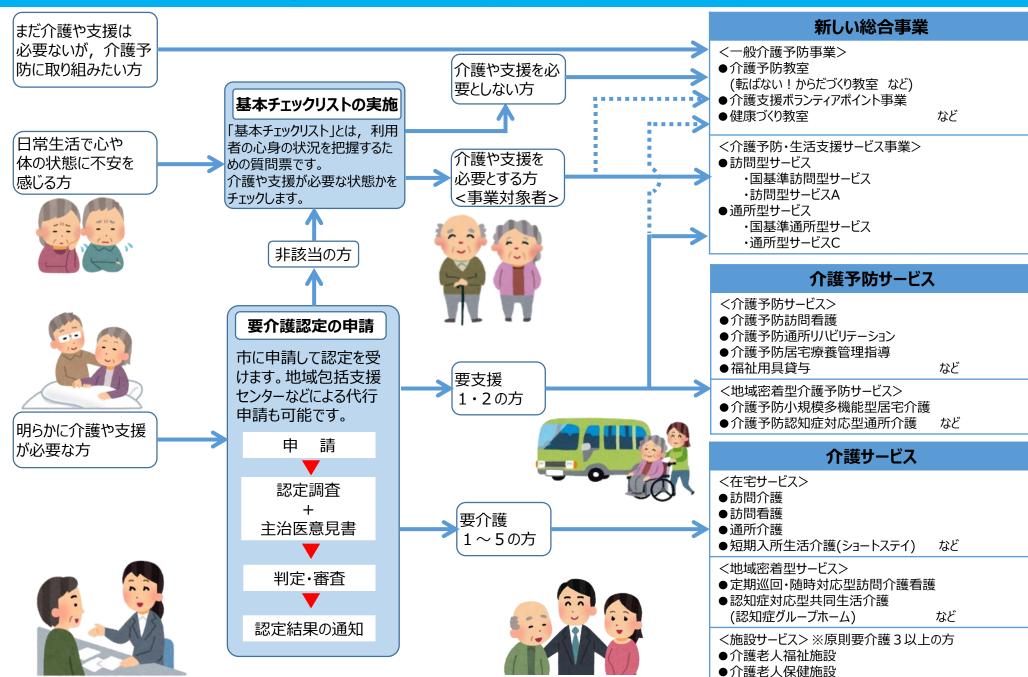
◇通所型サービスC ◆自己負担の目安(1か月につき) デイサービスセンター

1割負担の方 2割負担の方 等で、3~6か月間、 運動を週1回1時間(送迎付き) 940円 1,880円 筋カトレーニング等の 1,504円 3,008円 運動を週1回2時間(送迎付き) 運動機能の向上, また 運動を週1回1時間行い, 月1回運動後 に口腔機能訓練を1時間(送迎付き) は摂食・嚥下等の口腔 1.081円 2,162円 機能の向上のための

訓練を、日帰りで行い ※運動は週1回、1時間または2時間、口腔は月1~2回、 1時間の利用となり、利用料は1時間につき141円(2 割負担は282円)です。

送迎は、別途片道47円(2割負担は94円)の利用料が 必要です。

高齢者の介護サービスの全体像(平成29年4月1日以降)



など

介護療養型医療施設